

小牧市監査公表第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定による定期監査の結果に基づき講じた措置について、小牧市長から通知があったので、同条第14項の規定によりその内容を別紙のとおり公表する。

令和8年4月30日

小牧市監査委員 梅 村 圭 輔

小牧市監査委員 石 田 知早人

定期監査の結果に関する措置状況（消防本部）

消防総務課

〔指摘事項〕

- ・ 窓口で収納した現金を、正当な理由もなく当日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込んでいないものがあつた。速やかに業務を見直し規則に則した事務処理とされたい。

〔措置状況〕

- ・ 窓口で収納した現金があつた場合は、事務連絡箱に「入金あり」の札を入れ、当日又は翌営業日に払い込み忘れがないようにしました。